

第219号(令和8年1月15日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[告示]

- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 4

- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 5

- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 9

[公告]

- △ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】 11

- △ 保護施設の指定管理者の指定【健康福祉局生活支援課】 12

- △ 動物園及び公園の指定管理者の指定【みどり環境局動物園課】 13

- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 14

- △ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】 15

- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 16

- △ 環境影響評価準備書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 17

- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 18

- △ 横浜国際港都建設設計画公園の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 19

- △ 横浜国際港都建設設計画墓園の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 20

- △ 横浜国際港都建設設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 21

- △ 同 【建築局都市計画課】 22

- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 23

- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 24

- △ 同 【建築局調整区域課】 25

- △ 同 【建築局調整区域課】 26

- △ 同 【建築局調整区域課】 27

- △ 同 【建築局調整区域課】 28

- △ 同 【建築局調整区域課】 29

- △ 同 【建築局調整区域課】 30

- △ 同 【建築局調整区域課】 31

- △ 同 【建築局調整区域課】 32

△ 同	【建築局調整区域課】	33
△ 同	【建築局調整区域課】	34
△ 同	【建築局調整区域課】	35
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定 【建築局市街地建築課】		36
△ 同	【建築局調整区域課】	37
△ 同	【建築局調整区域課】	38
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止 【建築局建築指導課】		39
△ 同	【建築局建築指導課】	40
△ 同	【建築局建築指導課】	41
△ 同	【建築局建築指導課】	42
△ 同	【建築局建築指導課】	43
△ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行 【都市整備局都心再生課】		44
[区告示]		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更 【旭区地域振興課】		46
△ 同	【旭区地域振興課】	47
△ 同	【旭区地域振興課】	48
△ 同	【神奈川区地域振興課】	49
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効 【金沢区総務課】		50
△ 土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の縦覧 【中区区政推進課】		51
△ 同	【中区区政推進課】	52
△ 土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧 【保土ヶ谷区区政推進課】		53
△ 横浜市中屋敷地区センターの指定管理者の指定 【瀬谷区地域振興課】		54
△ 横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の指定 【瀬谷区地域振興課】		55
△ 横浜市二ツ橋地域ケアプラザの指定管理者の指定 【瀬谷区福祉保健課】		56
[消防局]		
△ 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に関する一般競争入札の施行 【総務課】		57
△ 職員の懲戒処分 【人事課】		60
[水道局]		
△ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程 【給水維持課】		61
[教育委員会]		
△ 職員の懲戒処分 【東部学校教育事務所教育総務課】		62
△ 横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の指定管理者の指定 【生涯学習文化財課】		63
[区選挙管理委員会]		
△ 委員長等の氏名 【戸塚区】		64
△ 同	【栄区】	65
△ 同	【泉区】	66
△ 同	【神奈川区】	67

△ 同	【磯子区】	68
△ 同	【鶴見区】	69
△ 同	【西区】	70
△ 委員の氏名	【西区】	71
△ 委員長等の氏名	【中区】	72
[人事委員会]		
△ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	73
[市会]		
△ 令和7年第4回市会定例会会議事項（第1日）	【議事課】	78
△ 令和7年第4回市会定例会会議事項（第2日）	【議事課】	79
△ 令和7年第4回市会定例会会議事項（第3日）	【議事課】	81
△ 令和7年第4回市会定例会会議事項（第4日）	【議事課】	82
[正誤]		85

告示

横浜市告示第1号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和8年3月31日
確認辞退年月日	令和8年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	パレット家庭的保育室なないろ
設置者	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブパレット
所在地	青葉区榎が丘14番地の3

横浜市告示第2号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和6年 12月1日	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町4 丁目55番地	セントケア港 南	(新)港南区丸 山台三丁目 30番10号
				(旧)港南区野 庭町610番 地
令和7年 11月1日	富士ライフ ケアネット 株式会社	東京都品川区 大崎1丁目11 番2号	富士ライフケ アネット株式 会社鶴見あん しん館	(新)鶴見区豊 岡町26番20 号
				(旧)鶴見区豊 岡町29番11 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和6年 12月15日	有限会社イ カリ薬局	旭区中希望が 丘101番地	メディケア看 護希望が丘	(新)旭区中希 望が丘113 番地の9
				(旧)旭区中希 望が丘101 番地
令和7年 8月1日	社会福祉法人 横浜市福 祉サービス	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー	(新)泉区和泉 中央南五丁 目1番18号

協会	ションいづみ	(旧) 泉区和泉 中央南四丁目1番3号
----	--------	------------------------

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和7年 2月24日	株式会社富士薬品	さいたま市大宮区桜木町4丁目383番地	(新) セイムス綱島薬局	港北区綱島西二丁目7番2号
			(旧) かもめ薬局綱島店	
令和7年 3月21日	同	同	(新) セイムス港南台薬局	港南区港南台二丁目7番7号
			(旧) めぐ薬局港南台店	
令和7年 10月1日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番18号	(新) 薬樹薬局ココロット鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1
			(旧) グリーン薬局	

4 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和6年 12月1日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケア港南	(新) 港南区丸山台三丁目30番10号
				(旧) 港南区野庭町610番地
令和6年 12月16日	株式会社金沢居宅支援センター	栄区尾月13番2号	金沢居宅支援センター	(新) 金沢区六浦四丁目11番37号

				(旧) 金沢区六浦一丁目9番28号
令和7年 10月1日	株式会社P R E S E N C E	金沢区六浦南 四丁目16番27 号	居宅介護支援 事業所ねっこ	(新) 港南区野庭町675番地の20
				(旧) 港南区日野六丁目2番6号
令和7年 11月1日	富士ライフ ケアネット 株式会社	東京都品川区 大崎1丁目11 番2号	富士ライフケ アネット株式 会社鶴見あん しん館	(新) 鶴見区豊岡町26番20号
				(旧) 鶴見区豊岡町29番11号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和6年 12月15日	有限会社イ カリ薬局	旭区中希望が 丘101番地	メディケア看 護希望が丘	(新) 旭区中希 望が丘113番地の9
				(旧) 旭区中希 望が丘101番地
令和7年 8月1日	社会福祉法人 横浜市福祉 サービス 協会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ションいづみ	(新) 泉区和泉 中央南五丁目1番18号
				(旧) 泉区和泉 中央南四丁目1番3号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和7年 2月24日	株式会社富 士薬品	さいたま市大 宮区桜木町4	(新) セイムス綱 島薬局	港北区綱島西二 丁目7番2

		丁目 383 番地	(旧) かもめ薬局 綱島店	号
令和7年 3月21日	同	同	(新) セイムス港 南台薬局	港南区港南台 二丁目7番7 号
			(旧) めぐ薬局港 南台店	
令和7年 10月1日	薬樹株式会社	大和市西鶴間 1丁目9番18 号	(新) 薬樹薬局コ コロット鶴ヶ 峰店	旭区鶴ヶ峰二 丁目82番地の 1
			(旧) グリーン薬 局	

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在地
令和7年 11月1日	富士ライフ ケアネット 株式会社	東京都品川区 大崎1丁目11 番2号	富士ライフケ アネット株式 会社鶴見あん しん館	(新) 鶴見区豊 岡町26番20 号
				(旧) 鶴見区豊 岡町29番11 号

横浜市告示第3号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の 所在地
令和7年 11月30日	社会福祉 法人横浜 やまびこ の里	都筑区東山田町 270番地	東山田地域 ケアプラザ	都筑区東 山田町27 0番地

2 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の 所在地
令和7年 11月30日	崔文錫	港南区上大岡東 一丁目21番2号	ふたば整形 外科	南区二葉 町1丁目 1番地の 30

3 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の 所在地
令和7年 11月30日	株式会社 M E G A S Y S T E M	港北区新吉田東 四丁目11番5号	小規模多機能 ホームびわの樹	港北区新 吉田東八 丁目44番 38号

4 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の 所在地

令和7年 11月30日	崔文錫	港南区上大岡東 一丁目21番2号	ふたば整形 外科	南区二葉 町1丁目 1番地の 30
----------------	-----	---------------------	-------------	----------------------------

5 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防 事業所の 所在地
令和7年 11月30日	株式会社 M E G A S Y S T E M	港北区新吉田東 四丁目11番5号	小規模多機能 ホームび わの樹	港北区新 吉田東八 丁目44番 38号

公 告

横浜市公告第1号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7及び第49条の4の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所を、次のとおり指定した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 指定年月日

令和8年1月13日

2 指定避難所

名 称	所 在 地
横浜きりん学園	栄区庄戸3丁目1番1号

3 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類 (※1)			
		洪 水	崖崩れ 、土石 流及び 地滑り	地 震	大 規 模 な火事
横浜きりん学園	栄区庄戸3丁目 1番1号	○	○	○	

※1 異常な現象の種類毎に校舎及び体育館を指定する。表中の表記は次のとおりとする。○：全ての施設を指定する。

横浜市公告第2号

保護施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、保護施設の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市浦舟園	泉区和泉町6,181番地の2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 三上 章彦	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
横浜市中央浩生館	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 西田 守希	同

横浜市公告第3号

動物園及び公園の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、動物園及び公園の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市立よこはま動物園、横浜市立野毛山動物園、横浜市立金沢動物園、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理 事 長 橋 本 健	令和8年4月1日 から令和18年3月 31日まで

横浜市公 告 第 4 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

金沢区長浜6番の1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

横浜市公告第5号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

港北区樽町四丁目 1,072 番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
、テトラクロロエチレン

横浜市公 告 第 6 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
金沢区福浦二丁目16番の13の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横浜市公告第7号

環境影響評価準備書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第46条第2項において読み替えて適用される条例第24条の規定に基づき、（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があったので、条例第25条第1項の規定に基づき、当該準備書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第28条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 条例第44条第1項の都市計画決定権者の名称

横浜市

2 都市計画対象事業の名称

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

泉区和泉町、中田町地内

4 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課

戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

泉区和泉中央北五丁目1番1号

横浜市泉区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

令和8年1月15日から令和8年3月2日まで

横浜市公 告 第 8 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30645	長澤設備	金沢区釜利谷西一丁目49番9号	令和7年12月21日

横浜市公告第9号

横浜国際港都建設計画公園の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画公園の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画公園

6・5・1601号深谷通信所跡地公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

泉区和泉町及び中田町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和8年1月15日から令和8年3月2日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年1月15日から令和8年3月2日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公 告 第 10 号

横浜国際港都建設計画墓園の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画墓園の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画墓園
第2号深谷通信所跡地墓園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
泉区和泉町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和8年1月15日から令和8年3月2日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和8年1月15日から令和8年3月2日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公 告 第 11 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路

3・1・8号深谷通信所跡地外周和泉線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

泉区和泉町及び中田町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和8年1月15日から令和8年3月2日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書の写しの閲覧期間

令和8年1月15日から令和8年3月2日まで

6 都市計画図書の写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuurann.html>）

横浜市公 告 第 12 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路

3・4・57号深谷和泉線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

戸塚区深谷町及び泉区和泉町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和8年1月15日から令和8年1月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年1月15日から令和8年1月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公 告 第 13 号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、桂台二丁目中地区建築協定に加わる意思の表示があつた。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市公 告 第 14 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年10月3日第2024開207号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿3丁目7番1号

東京セキスイハイム株式会社

代表取締役 織田潤

3 開発区域に含まれる地域の名称

神奈川区片倉五丁目356番の7の一部、356番の81、356番の93から356番の99まで、388番の3の一部、388番の4の一部及び389番の3の一部

横浜市公 告 第 15 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月12日第2024開702号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

相模原市中央区富士見2丁目8番8号

住宅情報館株式会社

代表取締役 黒瀬雄治

3 開発区域に含まれる地域の名称

保土ヶ谷区上菅田町835番の2から835番の11まで、839番の1、840番の13、840番の14、840番の29から840番の33まで及び840番の39から840番の41まで

横浜市公 告 第 16 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月26日第2024開1718号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田1丁目1番4号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 福井康樹

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区あざみ野南三丁目13番の1から13番の5まで及び13番の10から13番の14まで

横浜市公 告 第 17 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年2月18日第2024開103号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川区西神奈川二丁目9番地の12

ツクミエステート株式会社

代表取締役 嘉村 隆宏

3 開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区梶山一丁目1,034番の1、1,034番の3、1,034番の13
から1,034番の19まで及び1,034番の21から1,034番の26まで

横浜市公 告 第 18 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年2月28日第2024開1127号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横須賀市小川町26番地の9

株式会社建新

代表取締役 大口 隆弘

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区新吉田東一丁目 1,161番の一部及び 1,162番の2

横浜市公 告 第 19 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年3月25日第2024開1503号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

泉区和泉中央南五丁目2番6号

弥生建設株式会社

代表取締役 土屋啓一

3 開発区域に含まれる地域の名称

栄区飯島町 1,498番の4の一部、1,498番の5、1,498番の6

、1,500番の1の一部、1,500番の2の一部、1,500番の4及び
1,500番の6

横浜市公 告 第 20 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年7月7日第2025開1704号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区西新橋2丁目8番6号

大和地所レジデンス株式会社

代表取締役社長 下村俊二

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区あざみ野三丁目23番の3及び23番の6から23番の23まで

横浜市公 告 第 21 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年7月24日第2025開1802号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区有馬6丁目12番16号

川野寿美

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区すみれが丘7番の23及び7番の58

横浜市公 告 第 22 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年7月30日第2025開1803号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町1丁目3番2号

住友林業株式会社

代表取締役 光吉敏郎

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区荏田東一丁目11番の1、11番の7及び11番の8

横浜市公 告 第 23 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年8月21日第2025開105号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

首都高速道路株式会社

代表取締役 寺山 徹

3 開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区馬場七丁目82番の3、82番の8の一部、82番の9の一部、82番の10の一部、82番の11の一部、82番の13の一部、82番の14の一部、82番の15の一部、82番の16の一部、82番の17の一部、82番の23の一部、83番の2の一部、84番の23の一部、84番の35の一部、84番の36の一部、84番の37の一部、1,458番の2の一部、1,458番の13の一部、1,463番の10の一部、1,464番の一部及び1,465番の21の一部

横浜市公 告 第 24 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年9月25日第2025開1111号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

港北区新羽町 3,915 番地

金子高之

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区新羽町 2,347 番の1

横浜市公 告 第 25 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年9月29日第2025開1108号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

港北区日吉六丁目2番11号

田邊重子

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区日吉六丁目2,123番の1、2,123番の7、2,123番の8
及び2,124番の1の各一部、2,125番並びに2,131番の一部

横浜市公 告 第 26 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号
第2025・11・7号

2 指定年月日
令和8年1月6日

3 道路の幅員
4.00 m

4 道路の延長
24.96 m

5 指定の場所
港北区綱島東六丁目 1,741番の4

6 申請者の氏名
湘南リビング株式会社
代表取締役 岸貴之

横浜市公 告 第 27 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号
第2025・17・4号

2 指定年月日
令和7年12月24日

3 道路の幅員
5.00m

4 道路の延長
20.77m

5 指定の場所
青葉区千草台14番の38

6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢広

横浜市公 告 第 28 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号

第2025・18・4号

2 指定年月日

令和7年12月25日

3 道路の幅員

4.50m

4 道路の延長

23.39m

5 指定の場所

都筑区仲町台四丁目8番の35、8番の36、8番の47、8番の48
及び8番の50から8番の52まで

6 申請者の氏名

齊藤智司

横浜市公 告 第 29 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第35・3号

2 廃止年月日

令和8年1月5日

3 廃止部分の道路の幅員

5.00 m

4 廃止部分の道路の延長

81.80 m

5 廃止の場所

南区永田東二丁目 1,231番の7地先から 1,340番の11地先まで

横浜市公 告 第 30 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第34・33号

2 廃止年月日

令和7年12月26日

3 廃止部分の道路の幅員

6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

96.10 m

5 廃止の場所

港北区大倉山三丁目 521番の2地先から 526番の12地先まで

横浜市公 告 第 31 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年12月24日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

18.85 m

4 廃止の場所

鶴見区岸谷四丁目 1,608番の一部

横浜市公 告 第 32 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年12月26日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

21.89 m

4 廃止の場所

神奈川区神大寺四丁目46番の1及び46番の5の各一部

横浜市公 告 第 33 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年12月26日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

26.74 m

4 廃止の場所

港北区篠原町 1,487番の38の一部

横浜市公 告 第34号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年1月15日

契約事務受任者

横浜市都市整備局長 樹岡龍太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積(m ²)
中区福富町仲通38番の2	宅地	664.06

(3) 最低貸付価格(月額)

488,084円

(4) 貸付物件の使用目的(用途指定)

中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

(5) 貸付期間

1年間(自動更新1回(1年)まで可)

(6) 入札に付す条件

中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

2 中区福富町仲通土地公募貸付実施要領の交付

(1) 交付期間

令和8年1月30日から令和8年2月12日まで(日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課(横浜市庁舎29階)

電話 045(671)3782

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者

(4) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第

7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者

4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。

(1) 必要書類

中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

(2) 受付期間

第2項第1号に同じ。

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課（横浜市庁舎29階）

電話 045(671)3782

5 入札及び開札の日時及び場所

令和8年2月20日午前9時30分

中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎29階 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 中区福富町仲通土地公募貸付実施要領における入札実施要領第7条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

区告示

旭区告示第22号（令和7年12月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、万騎が原連合自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月11日

横浜市旭区長 権藤由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐々木 明男 旭区万騎が原 104番地	徳久和彦 旭区柏町25番地の7

旭区告示第23号（令和7年12月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、万騎が原連合自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月11日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	徳久和彦 旭区柏町25番地の7	大星直樹 旭区万騎が原121番地 の9

旭区告示第24号（令和7年12月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、本村自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月11日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小川 均 旭区本村町46番地の21	柴田秀郎 旭区本村町34番地の10

神奈川区告示第1号（令和8年1月6日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ガーデン山自治会から次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和8年1月6日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久

変更した事項	変更前	変更後
規約に定める目的	会員共通の利益並びに相互の親睦及び福祉を図り、その文化的生活向上の実現を期すること。	会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持、および形成を図ること。

区公告

金沢区公告第163号（令和7年12月26日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年12月26日

横浜市金沢区長 齋藤 真奈

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 35-84 浜 横浜	令和7年2月17 日

中区公告第1号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和7年11月17日付
けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第
39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定
による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁
決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類
の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項
の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定
により縦覧に供しており、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に
、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用
委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出
することができる。

令和8年1月15日

横浜市中区長 永井由香

1 起業者の名称及び住所

横浜高速鉄道株式会社
中区元町1丁目11番地

2 事業の種類

みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		登 記 簿	現 況
中区山手町	184番の36	宅地	宅地

4 縦覧場所

中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課

5 縦覧の期間

令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（日曜日、土曜日
及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

中区公告第2号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和7年12月1日付
けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第
39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定
による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁
決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類
の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項
の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定
により縦覧に供しており、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に
、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用
委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出
することができる。

令和8年1月15日

横浜市中区長 永井由香

1 起業者の名称及び住所

横浜高速鉄道株式会社
中区元町1丁目11番地

2 事業の種類

みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		登 記 簿	現 況
中区山手町	184番の7	宅地	宅地

4 縦覧場所

中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課

5 縦覧の期間

令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（日曜日、土曜日
及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

保土ヶ谷区公告第2号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、神奈川県知事から事業認定申請書及びその添付資料の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第23条第1項の規定により、神奈川県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求を提出することができ、又、同法第25条第1項の規定により、神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

1 起業者の名称

横浜市

2 事業の種類

一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

保土ヶ谷区岩井町地内、保土ヶ谷町一丁目地内、瀬戸ヶ谷町地内

(2) 使用の部分

保土ヶ谷区岩井町地内、保土ヶ谷町一丁目地内、瀬戸ヶ谷町地内

4 縦覧場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

瀬谷区公告第1号

横浜市中屋敷地区センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市中屋敷地区センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市瀬谷区長 山岸秀之

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

瀬谷区公告第2号

横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市瀬谷公会堂の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市瀬谷区長 山岸秀之

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区北幸二丁目9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役 齊藤 淳	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

瀬谷区公告第3号

横浜市二ツ橋地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市二ツ橋地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市瀬谷区長 山岸秀之

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
都筑区南山田 二丁目39番35 号	社会福祉法人中川徳生会 理事長 高橋 栄治郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

消防局

消防局公告第1号

横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年1月15日

契約事務受任者

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

横浜市民防災センターにおける空地活用

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (m ²)
07-21-003 ~ 006	神奈川区沢渡4番地の7 横浜市民防災センター	33.0

(3) 最低貸付料(年額)

物件番号 07-21-003 ~ 006 各 50,000 円

(4) 貸付期間

ア 物件番号 07-21-003

令和8年4月1日から令和8年6月30日のうち午前9時から午後5時まで

イ 物件番号 07-21-004

令和8年7月1日から令和8年9月30日のうち午前9時から午後5時まで

ウ 物件番号 07-21-005

令和8年10月1日から令和8年12月28日のうち午前9時から午後5時まで

エ 物件番号 07-21-006

令和9年1月4日から令和9年3月31日のうち午前9時から午後5時まで

(5) 入札に付する条件

横浜市民防災センターにおける空地活用事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日(ただし、基準日を別に定める場合を除く。)において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
- (5) 貸付公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者ないこと。

3 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和8年1月15日から令和8年2月16日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）

電話 045（334）6524

※ 横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/sonota/shobo/kuutikatuyou2025.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和8年2月4日から令和8年2月16日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）

電話 045（334）6524

(3) 申込方法

持参による。

※ 電話、郵送による受付は行わない。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

- ア 物件番号 : 07-21-003 令和8年2月26日（木）午後2時
イ 物件番号 : 07-21-004 令和8年2月26日（木）午後2時15分
ウ 物件番号 : 07-21-005 令和8年2月26日（木）午後2時30分
エ 物件番号 : 07-21-006 令和8年2月26日（木）午後2時45分

(2) 場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20
横浜市消防局 入札室（本部庁舎2階）

6 入札保証金

免除

7 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
(2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
(3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
(5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
(6) 要領が不明確な入札書による入札
(7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
(8) 最低入札価格に達しない賃付料で入札した者の入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める公有財産賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

消防局公告第2号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和7年12月22日懲戒処分に付した。

令和8年1月15日

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
西消防署	消防吏員	佐和橋 祐樹	停職1箇月
港北消防署	消防吏員	表 和宏	停職4箇月

水道局

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡秀一

水道局規程第11号（令和7年12月25日掲示済）

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「給水装置工事申込書」を「給水装置工事申込・施行承認申請書」に改め、同条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（条例第10条ただし書に規定するときには、指定給水装置工事事業者又は市以外の法第3条第5項の水道事業者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者。第13条の2において同じ。）」を加え、「給水装置工事申込書」を「給水装置工事申込・施行承認申請書」に改める。

附 則

この規程は、横浜市水道条例の一部を改正する条例（令和7年12月横浜市条例第63号）の施行の日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会公告第1号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和7年12月25日懲戒処分に付した。

令和8年1月15日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立東小学校	教諭	若木徹也	停職1月

横浜市教育委員会公告第2号

横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市教育委員会

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市三殿台考古館	都筑区中川中央一丁目18番1号	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 代表理事 佐藤信	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで
横浜市歴史博物館	同	同	同
横浜都市発展記念館	同	同	同
横浜ユーラシア文化館	同	同	同
横浜開港資料館	同	同	同

区選挙管理委員会

戸塚区選挙管理委員会告示第27号（令和7年12月16日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月16日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月16日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

委員長

天本 武

委員長職務代理人

網本 敏明

栄区選挙管理委員会告示第30号（令和7年12月16日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月16日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月16日

横浜市栄区選挙管理委員会

委員長

橋 本 壽

委員長職務代理者

飯 島 悟

泉区選挙管理委員会告示第25号（令和7年12月16日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月16日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月16日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長

高梨 勉

委員長職務代理者

石塚 武夫

神奈川区選挙管理委員会告示第27号（令和7年12月19日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月19日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月19日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

委員長

雨宮政治

委員長職務代理者

押木三恵子

磯子区選挙管理委員会告示第25号（令和7年12月19日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月19日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月19日

横浜市磯子区選挙管理委員会

委員長

安井 誠

委員長職務代理者

伊藤 優

鶴見区選挙管理委員会告示第28号（令和7年12月22日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月21日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月22日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長

横山祐一

委員長職務代理者

伊藤文雄

西区選挙管理委員会告示第25号（令和7年12月22日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月20日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月22日

横浜市西区選挙管理委員会

委員長

内 海 達 夫

委員長職務代理者

志 賀 一 史

西区選挙管理委員会告示第26号（令和7年12月22日掲示済）

委員の氏名

令和7年12月20日本委員会委員矢野安彦が退職したので、令和7年12月21日本委員会に次の者を補欠した。

令和7年12月22日

横浜市西区選挙管理委員会

矢 谷 嘉 章

中区選挙管理委員会告示第27号（令和7年12月22日掲示済）

委員長等の氏名

令和7年12月20日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年12月22日

横浜市中区選挙管理委員会

委員長

織 茂 圭 賛

委員長職務代理者

津 頑 幸 正

人事委員会

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第18号（令和7年12月25日掲示済）

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年12月横浜市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（義務教育等教員特別手当の月額）

第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第20条の4第2項第1号に規定する校務を分掌する職員

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、当該額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第2条第3項又は第4項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この条において「基本額」という。）に3,000円を加算した額（当該額が8,000円を超える場合は、8,000円）。ただし、その者が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、基本額とする。）

(2) 条例第20条の4第2項第2号に規定する校務を分掌する職員

（同項第1号に規定する校務を分掌する職員を除く。） 基本額

附則第3項中「同条」を「同条第1号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 義務教育等教員特別手当額表（第3条）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
-------	------	----	----	----	----	----

	号 給					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
1 号 給 か ら 4 号 給 ま で	2,200	2,400	3,000	3,400	4,700	
5 号 給 か ら 8 号 給 ま で	2,300	2,500	3,100	3,500	4,800	
9 号 給 か ら 12 号 給 ま で	2,400	2,600	3,100	3,600	4,900	
13 号 給 か ら 16 号 給 ま で	2,400	2,600	3,200	3,600	5,000	
17 号 給 か ら 20 号 給 ま で	2,500	2,700	3,200	3,700	5,100	
21 号 給 か ら 24 号 給 ま で	2,600	2,800	3,300	3,800	5,200	
25 号 給 か ら 28 号 給 ま で	2,700	2,800	3,300	3,900	5,200	
29 号 給 か ら 32 号 給 ま で	2,700	2,900	3,400	3,900	5,300	
33 号 給 か ら 36 号 給 ま で	2,700	3,000	3,500	4,000	5,400	
37 号 給 か ら 40 号 給 ま で	2,800	3,000	3,500	4,100	5,500	
41 号 給 か ら 44 号 給 ま で	2,800	3,100	3,700	4,100	5,500	
45 号 給 か ら 48 号 給 ま で	2,800	3,100	3,700	4,200	5,500	
49 号 給 か ら 52 号 給 ま で	2,800	3,200	3,800	4,300	5,500	
53 号 給 か ら 56 号 給 ま で	2,900	3,200	3,800	4,400	5,500	
57 号 給 か ら 60 号 給 ま で	2,900	3,300	4,000	4,600	5,500	

61号給から64号給まで	2,900	3,300	4,000	4,700	
65号給から68号給まで	2,900	3,400	4,200	4,800	
69号給から72号給まで	3,000	3,400	4,200	4,800	
73号給から76号給まで	3,000	3,500	4,300	4,900	
77号給から80号給まで	3,000	3,600	4,400	5,000	
81号給から84号給まで	3,000	3,700	4,500	5,000	
85号給から88号給まで	3,100	3,800	4,600	5,100	
89号給から92号給まで	3,100	3,800	4,600	5,200	
93号給から96号給まで	3,100	4,000	4,700	5,200	
97号給から100号給まで	3,200	4,000	4,800	5,200	
101号給から104号給まで	3,200	4,200	4,800	5,300	
105号給から108号給まで	3,200	4,200	4,900	5,300	
109号給から112号給まで	3,200	4,300	4,900	5,300	
113号給から116号給まで	3,300	4,400	5,000	5,300	
117号給から120号給まで	3,300	4,400	5,000	5,300	
121号給から124号給まで	3,300	4,500	5,000	5,300	

125 号 給 か ら 128 号 給 ま で	3, 300	4, 600	5, 000		
129 号 給 か ら 132 号 給 ま で	3, 400	4, 600	5, 000		
133 号 給 か ら 136 号 給 ま で	3, 400	4, 700	5, 000		
137 号 給 か ら 140 号 給 ま で	3, 400	4, 700	5, 000		
141 号 給 か ら 144 号 給 ま で	3, 500	4, 700			
145 号 給 か ら 148 号 給 ま で	3, 500	4, 800			
149 号 給 か ら 152 号 給 ま で	3, 500	4, 800			
153 号 給 か ら 156 号 給 ま で	3, 500	4, 900			
157 号 給 か ら 160 号 給 ま で	3, 600	5, 000			
161 号 給 か ら 164 号 給 ま で	3, 700	5, 000			
165 号 給 か ら 168 号 給 ま で	3, 700	5, 000			
169 号 給 か ら 172 号 給 ま で		5, 000			
173 号 給 か ら 176 号 給 ま で		5, 000			
177 号 給 か ら 180 号 給 ま で		5, 000			
181 号 給 か ら 184 号 給 ま で		5, 000			
185 号 給		5, 000			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤	2, 400	2, 700	3, 000	3, 500	4, 400

務職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月横浜市条例第26号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条の規定を適用する。

市会

令和7年第4回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 11月26日 午前10時00分
2 出席議員 85人
3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

11月26日から12月18日までの23日間と決定

市第42号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
以上関係常任委員会に付託

市第42号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 4 散会時刻 午前11時19分

令和7年第4回市会定例会議事項（第2日）

- 1 開会日時 12月4日 午前10時00分
2 出席議員 85人
3 会議のてん末 次のとおり

市報第22号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告
自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
市報第24号 変更契約の締結についての専決処分報告
市報第25号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告
市報第26号 横浜市手数料条例及び横浜市建築基準条例の一部改正についての専決処分報告
市報第27号 横浜市総合保健医療センター条例等の一部改正についての専決処分報告
以上6件報告

諮問市第2号 学校施設の目的外使用不許可処分に係る審査請求に関する諮問
諮問市第3号 港湾施設使用不許可処分に係る審査請求に関する諮問
諮問市第4号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問
市第43号議案 横浜市区づくり推進基金条例の制定
市第44号議案 横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定
市第45号議案 横浜市手数料条例の一部改正
市第46号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正
市第47号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正
市第48号議案 横浜市地区センター条例の一部改正
市第49号議案 横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正
市第50号議案 横浜市文化基金条例の一部改正
市第51号議案 横浜市中央卸売市場条例の一部改正

市第 52 号議案	横浜市児童相談所条例の一部改正
市第 53 号議案	横浜市下水道条例の一部改正
水第 4 号議案	横浜市水道条例の一部改正
市第 54 号議案	東寺尾第 465 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 55 号議案	鶴見区大黒町所在土地と同町所在市有土地との交換
市第 56 号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第 57 号議案	公会堂の指定管理者の指定
市第 58 号議案	地域ケアプラザの指定管理者の指定
市第 59 号議案	保護施設の指定管理者の指定
市第 60 号議案	横浜市寿生活館の指定管理者の指定
市第 61 号議案	横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定
市第 62 号議案	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定
市第 63 号議案	横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定
市第 64 号議案	横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定
市第 65 号議案	横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定
市第 66 号議案	動物園及び公園の指定管理者の指定
市第 67 号議案	横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定
市第 68 号議案	当せん金付証票発売の限度額
市第 69 号議案	川崎市道の路線の認定に関する承諾
市第 70 号議案	金沢区民文化センター（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結
市第 71 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
市第 72 号議案	令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）
市第 73 号議案	令和 7 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 1 号）
以上 35 件 関係常任委員会に付託	

4 散会時刻 午後 2 時 45 分

令和7年第4回市会定例会議事項（第3日）

- 1 開議日時 12月10日 午前10時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

一般質問

白井亮次君、久保和弘君、越久田記子君、伊藤くみこ君、
横溝じゅん子君、みわ智恵美君、川口広君、長谷川えつこ君

- 4 散会時刻 午後5時28分

令和7年第4回市会定例会議事項（第4日）

1 開会日時 12月18日 午後2時00分
 2 出席議員 84人
 3 会議のてん末 次のとおり

諮詢市第2号	学校施設の目的外使用不許可処分に係る審査請求に関する諮詢
諮詢市第3号	港湾施設使用不許可処分に係る審査請求に関する諮詢
諮詢市第4号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮詢
以上3件（付託分）	委員会報告どおり異議のない旨答申
市第44号議案	横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定
市第47号議案	横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正
市第66号議案	動物園及び公園の指定管理者の指定
市第45号議案	横浜市手数料条例の一部改正
市第72号議案	令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）
市第43号議案	横浜市区づくり推進基金条例の制定
市第46号議案	横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正
市第48号議案	横浜市地区センター条例の一部改正
市第49号議案	横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正
市第50号議案	横浜市文化基金条例の一部改正
市第51号議案	横浜市中央卸売市場条例の一部改正
市第52号議案	横浜市児童相談所条例の一部改正
市第53号議案	横浜市下水道条例の一部改正
水第4号議案	横浜市水道条例の一部改正
市第54号議案	東寺尾第465号線等市道路線の認定及び廃止
市第55号議案	鶴見区大黒町所在土地と同町所在市有土地との交換
市第56号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第57号議案	公会堂の指定管理者の指定
市第58号議案	地域ケアプラザの指定管理者の指定

市第59号議案	保護施設の指定管理者の指定
市第60号議案	横浜市寿生活館の指定管理者の指定
市第61号議案	横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定
市第62号議案	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定
市第63号議案	横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定
市第64号議案	横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定
市第65号議案	横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定
市第67号議案	横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定
市第68号議案	当せん金付証票発売の限度額
市第69号議案	川崎市道の路線の認定に関する承諾
市第70号議案	金沢区民文化センター（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結
市第71号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
市第73号議案	令和7年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第1号）
以上32件	（付託分）委員会報告どおり原案可決

請願第37号	日米地位協定の改定を求める意見書の提出方について
請願第38号	学校給食費の無償化について
請願第39号	市予算による少人数学級の拡大等について
請願第43号	保育・子育て支援施策の拡充等について
請願第44号	OTC類似薬の保険適用除外等を求める意見書の提出方について
請願第32号	（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における配布資料の説明の実施等について
請願第33号	（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における土壤汚染調査の未実施個所の再調査等について
請願第35号	横浜市報のオンライン閲覧について
請願第36号	（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における近隣説明等報告書の受理及び審査等について
請願第42号	住民監査請求制度の正常化について

請願 第 34 号 「空飛ぶ巨鯨」博物館の建設について
請願 第 28 号 横浜みどり税の廃止について
請願 第 31 号 記念碑等の設置について
請願 第 40 号 請願・陳情権の侵害があった場合の再審査の仕組みの導入について
請願 第 41 号 市庁舎に関する市民アンケートの実施について
請願 第 26 号 横浜スタジアムに関する利益相反関係の解消について
請願 第 27 号 横浜スタジアムにおける適正な公有財産使用料の徴収について
請願 第 30 号 特定の政党等の新聞の公金等による購入禁止について
請願 第 29 号 横浜市開港記念日条例の改正について
以上 19 件 (付託分) 委員会報告どおり不採択

議 第 11 号 議案 国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書の提出
議 第 12 号 議案 リチウムイオン電池の適正処理の推進を求める意見書の提出
以上 2 件 委員会付託を省略、即決にて原案可決

市 第 74 号 議案 令和 7 年度横浜市一般会計補正予算 (第 4 号)
以上 関係常任委員会に付託

市 第 74 号 議案 令和 7 年度横浜市一般会計補正予算 (第 4 号)
以上 (付託分) 委員会報告どおり原案可決

閉会中継続審査
委員会所管事務 24 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 散会時刻 午後 3 時 57 分

正 誤

令和7年号外第20 19ページ6行目

「

「

187,200 円
199,300 円
218,900 円
223,600 円
228,500 円
244,100 円
199,300 円
218,900 円
228,500 円
238,900 円
249,300 円
275,300 円

を

」

217,152 円
231,188 円
253,924 円
259,376 円
265,060 円
283,156 円
231,188 円
253,924 円
265,060 円
277,124 円
289,188 円
319,348 円

に改める。

」

は

「

「

187,200 円
199,300 円
218,900 円
223,600 円
228,500 円
244,100 円
199,300 円
218,900 円
228,500 円
238,900 円
249,300 円
275,300 円

を

」

199,200 円
211,300 円
230,900 円
238,000 円
243,100 円
257,500 円
211,300 円
230,900 円
243,100 円
252,700 円
262,300 円
291,400 円

に改める。

」

の誤り。